

〔書 評〕

宇治田 富造

『重商主義植民地体制論 II』

小 沢 治 郎

宇治田先生がこの著作を青木書店より出されてからすでに2年余になるが、同じアメリカ経済史を専攻し、アメリカ経済史研究会などで親しくしていただいているにも拘らず、評者が19世紀を専攻し、この書物が独立革命以前ということではいささか疎遠な感じを抱いていた。ところが、最近この著作を読んでいるうちに、評者が専攻している鉄道の経営者の系譜、鉄道業の性格を考える場合に重要な古い性格の商業資本の源を考えるという点などで、この著作がかなり基本的な解答を暗示していることに気がついた。もっとも、それは以下見るようにアメリカ独立革命論を通じて、アメリカ産業革命の性格、18世紀から19世紀にかけてのアメリカ経済の国際経済における位置づけ、ひいては「世界資本主義」論ないしは南北問題といったかなりグローバルな、少なくとも大西洋経済圏論といった大問題における解答であり、示唆である。これらの点で評者は著者のマルキストとしての世界史的なアメリカ史観の一端に触れる思いがしたのであり、新しいアメリカのとくに経営史的な業績に触れることが多く、皮相な経済発展論に左右されやすい昨今、かなり教えられるべきだと感じたのである。

本書の構成は、

第1章 旧植民地体制のもとにおける大陸中北部植民地

第1節 大陸中北部植民地の経済構造

第2節 大陸中北部植民地の「帝国」の経済構造のなかにおける地位

第2章 植民地商業資本とその対外貿易

第1節 植民地商業資本の発生

第2節 対外貿易の諸部門（A. イギリス貿易，B. インド貿易，C. 南ヨーロッパ・ぶどう酒島貿易）

第3節 イギリス商業資本と植民地商業資本の矛盾

第4節 密貿易の程度，植民地体制弁護論批判

第3章 イギリス重商主義の植民地経営の基調

第1節 旧植民地体制の諸矛盾と植民地経営の基調

第2節 植民地経営の基調と船舶必需品計画

第3節 船舶必需品計画の終焉

第4章 旧植民地体制の諸矛盾の深化

第1節 西インド不在プランターと中北部植民地商業資本の矛盾

第2節 イギリス産業資本と植民地の競合産業との矛盾（A. 衣料工業，B. 鉄工業）

第3節 諸矛盾の帰結としてのアメリカ革命

であり、一言にして言えば、アメリカ革命にいたる当時のイギリス重商主義体制の中でのアメリカ植民地（南部を除く）の地位，その支配を受けるアメリカ植民地の経済構造と諸矛盾，そして両者が国際経済の場で生む対立と依存関係が変動してアメリカ独立革命をひき起す過程といえるであろう。順を追ってその内容を見てみよう。

第1章は前に出版された『重商主義植民地体制論Ⅰ』の中心的課題であった“西インドおよび大陸南部のプランテーション型植民地の経済構造とこの植民地グループがイギリスの「商業帝国」の経済的構造のなかで占める地位”の検討を土台として，大陸中北部植民地（ニューヨーク，ペンシルヴァニアを中心とする中部植民地とニュー・イングランド植民地の総称）の独自の経済構造の分析から始まる。この地域では，一部を除いて“小土地所有にもとづく小農民の生産が支配的であり，自然成長的な社会的分業と小商品生産の発展が自営

小農民の農業経営の多様化、農村工業の発展と相互に関連してすすんだ”結果，“大土地所有にもとづく奴隷制プランテーションと砂糖、煙草という世界商品の単一栽培が支配的なプランテーション型植民地の経済構造といちじるしく異なった”のであり、これら両植民地グループの経済構造の差異は、“基本的には、一方、大陸中北部植民地における直接生産者たる自営小作農民による小土地所有およびそれを基礎として成長した奴隷制関係という……異なった形態の土地所有とそれを基礎とする異なった生産関係によって規定され”、“生産関係のこの差異にもとづいて形成されたそれぞれの経済構造の差異”は、両植民地がイギリス重商主義体制のなかで占める地位を“きわめて対照的なもの”ならしめたとして、第Ⅰ部と第Ⅱ部の構成と、アメリカの中北部植民地にたいする筆者の基本的態度が述べられる。

第Ⅱ部である本書においてはその論旨がより詳しく説明され、“大土地所有の基礎上に奴隷制関係が発展した西インドおよび大陸南部のプランテーション型植民地では、そこに成長した奴隷制プランテーションの最主要的な単一栽培作物である砂糖および煙草は、……植民地内部での市場の購買力を目あてにしない……世界商品であり、……奴隷制関係が支配するところでは、直接生産者である奴隷が貨幣収入をもたないという奴隷制生産関係そのものために、また奴隷制プランテーションが小農民的生産の発展を抑圧したり、没落させるために、内部からの自成的な市場は形成されえない”。そしてイギリス側は、“重商主義のもとにおけるイギリスの輸出貿易は、イギリスの初期産業資本の生産物の輸出と植民地および諸外国の生産物の再輸出という二つの側面から構成されていた”が、“産業資本はまだ未成熟であったために、自己の独自の力をもって自己の生産物を海外市場に輸出し、その価値を実現するほどの独自の地位を確立”しておらず、“初期産業資本の生産物の海外への輸出と海外市場におけるその価値の実現とは、前期的商業資本によって媒介され、代行されなければならなかった”が、このように“前期的商業資本によって媒介され、代行される初期産業資本の生産物の植民地への輸出とその価値の実現過程は、前

期的商業資本がみずからの再輸出貿易に必要とする植民地生産物を確保し、また初期産業資本のための主要材料、補助材料を確保する過程と直接的に、無媒介的に結びついているのであり、このことは“イギリス本国の植民地収奪者が”植民地を“植民地の市場としての側面と供給地としての側面において、同時に、かつ両面的に統一して収奪することが可能であることを意味した”。

これに反して、大陸中北部植民地は“まったく対照的に異なる地位を占めざるをえなかった”のであるが、それは“第1点。大陸中北部植民地の自営小農民が生産するこの植民地グループの主要生産物である小麦、小麦粉、肉類および酪農製品はイギリス本国の農業および酪農業の生産物と直接に競合する関係にあった”。“第2点。……これらの農産物はこの植民地グループの最重要な生産物であるために、この植民地グループは、イギリスからの輸入工業生産物にたいして購買手段または支払手段として機能しうる生産＝見返物質を、自己の植民地生産物のなかにきわめて限られた範囲においてしか発見することができなかった”。“第3点。第1点と第2点の結果として、大陸中北部植民地はイギリスにとっての供給地としての側面をほとんど欠くことになり”、“このことは、植民地側からすれば、植民地生産物の商品化のためにイギリス本国市場に依存することがきわめて少ないことを意味し、本国の植民地収奪者の側からすれば、植民地を供給地という側面において収奪することに大きい限界のあることを意味した”。このように大陸中北部植民地は“イギリス本国の植民地収奪者の利害とするどく対立する諸要素をふくんだ諸条件の中で自己の再生産を遂行していかなければならず……そのために大陸中北部植民地はイギリス重商主義の植民地体制の諸矛盾の結節点となる”運命にあった根拠が説明される。

以下大陸中北部がイギリス重商主義の植民地体制のなかで占めた地位が数的に説明されるが、とくにそれは“イギリス本国とこの植民地グループとのあいだの貿易額を西インドおよび大陸南部の植民地グループのそれと比較検討すること”によってなされる。要約的に見ると、1698～99年に“プランテーション型植民地との貿易がイギリスのアメリカ植民地貿易全体の86%を占める”のに

たいし，“大陸中北部植民地との貿易は14%を占めるにすぎない”。さらにこれを輸出と輸入に別けてみると，“これら二つのプランテーション型植民地グループだけで，アメリカ植民地が全体としてイギリスに供給した供給総額の95%にたつする植民地生産物をイギリスに供給したことになる”のにたいし，“二つのプランテーション型植民地グループだけで，アメリカ植民地が全体としてイギリスから輸入した輸入総額の75%にたつするイギリスの工業生産物および再輸出品を購入したことになり”，その結果“大陸中北部植民地のイギリスへの植民地生産物の供給額は，同じ時期におけるアメリカ植民地全体からイギリスへの供給総額のわずか5%にすぎない。他方この植民地グループのイギリスからの工業生産物および再輸出品の輸入額は，同じ時期におけるアメリカ植民地全体のイギリスからの輸入総額の25%にあたる”。

その結果“供給地としての側面が圧倒的に大きい西インド植民地のイギリスとの貿易が，貿易外収支を別とすれば，植民地側の輸出超過であるのにたいして，供給地としての側面がとるにたりない大陸中北部植民地のイギリスとの貿易が植民地側の巨額輸入超過であるというこの事実は，この二つの植民地グループのイギリス本国との関係を対照的に異ならしめ，プランテーション型植民地とイギリス本国との関係において発生することのない一連の重要な諸問題を，大陸中北部植民地とイギリス本国との関係において惹起させる”事になる。

以上のような構造の下に，“大陸中北部植民地がイギリスに供給した限られた見返物質”と“輸入超過の決済方法”という二つの現象が矛盾の結節点としてとり上げられる。

見返物質問題とは“大陸中北部植民地が，自己の植民地生産物のなかにイギリスからの輸入品にたいする購買手段あるいは支払手段として利用しうる生産物すなわち見返物質をきわめて少量にしかもたず，わずかに毛皮，船舶用木材，船舶必需品，鯨油，鯨骨，鯨蠟燭のほかに，若干の亜麻仁，鉄および特殊的には船舶がそのために利用されたにすぎない”とされる少量の見返物質であり，この量は資料検討の結果“イギリスからの輸入品の価格の約8分の1程度”と

計算される。そして、その他に“この植民地グループの生産物を海外の市場で転形してもらったいわば追加的見返物質”——その内容は、“スペイン産のロッグウッド、大陸南部植民地の煙草、米、西インド植民地の砂糖およびカロライナ植民地の船舶必需品”その他であるが、これもまたイギリスからの輸入額の約8分の1を支払ったとされる。

輸入超過は、1709年には“この植民地のイギリスからの輸入額の約4分の3”に達したが、いわゆる invisible returns によって行われ、そのもっとも重要なものは“この植民地グループで建造された船舶”であった。これは“イギリスの終着港まで船荷を積んで航海したあとで……購買者に商品として譲渡されるという形式”をとったことから invisible returns に入ったわけであるが、これを加えれば“見返物質は1709年にニュー・イングランド植民地がイギリスから輸入したイギリス工業生産物およびその他の生産物の全価格の約4分の1を支払ったことになる”。その他、為替手形、貴金属および鋳貨が invisible returns に属するが、要するに“大陸中北部植民地がイギリスから輸入するイギリス工業生産物およびその他のヨーロッパ諸国の生産物は、この植民地の再生産にとって欠くことのできない生産手段および生活資料”であったから、以上に見た“追加的支払手段を獲得しうるか、しえないかということは、この植民地の再生産にとっては生死にかかわる重要問題であった”。

この“生死にかかわる重要問題”である“追加的見返物質および追加的支払手段”は“大陸中北部植民地の海港諸都市に発生、成長した植民地商業資本の対外貿易”によって獲得されたが、この商業資本は“植民地内部における社会的分業と市場が未発達という条件のもとで、……自営農民およびその他の生産者が生産した魚類、木材、板、小麦、小麦粉、肉製品などの剰余生産物を商品化するための市場をこの植民地以外の地域で発見し、開発する”という機能と、“イギリスからの輸入品にたいして購買手段および支払手段としては機能しえない右の植民地剰余生産物を、この植民地以外の市場において、イギリスからの輸入品にたいして購買手段および支払手段として機能しうる前記の追加的見

返物質および invisible returns の諸項目中の為替手形および貴金属、外国鑄貨という追加的支払手段に転形すること”であった。

そして問題は“この植民地資本がその機能を果たすための活動が、イギリスのアメリカ貿易資本の利益と対立する結果になりはしないであろうか”ということであった。

第1章は本著書の基本的論点が展開されているのでかなり詳細に引用したが、第2章は簡略に紹介する。この章は前章の最後にその機能を規定された植民地商業資本を扱う。17世紀初期、イギリス商人界の「除け者」たちの移住から、徐々に“母国の貿易商人と一定のむすびつき”をもったピューリタン商人たちが移住し始め、当時の商業活動にとってきわめて重要であった血縁関係によって本国と結ばれながらニュー・イングランド商業を発展させ始め、“イギリスから植民地の再生産に必要な工業生産物を輸入することと、これらの輸入工業生産物を植民地内部の流通にのせることを担当”し始めた。このような性格の商業がボストンを中心に生れたが、1640年代ごろから“イギリスからの輸入品にたいしていかに支払うか”という問題がきびしくなり、農民がようやく獲得した土地は債権者に収奪され、端緒的な形での「農民層分解」が始まった。この窮乏化に直面して、かつての毛皮取引が衰退した当時としては、“この植民地グループの剰余生産物をこの植民地の外部の市場でイギリスからの輸入品にたいする追加的見返物質として役立つ生産物および追加的支払手段に転形”する以外に途はなく、この年代以降ボストン港を中心にニュー・イングランドの恒常的な対外貿易が確立される。それはイギリス—ニュー・イングランド—南ヨーロッパ・ぶどう酒島—イギリスという三角貿易の一端をニュー・イングランド商人が担うことであり、魚・木材を南ヨーロッパ・ぶどう酒島へ運搬したが、ここで“為替手形および鑄貨というイギリスからの輸入品にたいする追加的支払手段”を入手することができた。しかしこれはイギリス貿易商人との激しい競争の中で展開されたのであり、1663年の市場条令以後

は密貿易化していく性質のものであった。

第2節：対外貿易の諸部門においては、アメリカの対外通商が詳細に分析されるが、重要と考えられる点を二、三拾うと、まず対イギリス貿易については、“イギリス工業生産物の輸出市場としての中北部植民地の地位が、17世紀末および18世紀の最後の3分の1期の最終時にいたるまでのあいだに、急速に増大し”、“1697～1705年の年平均においては……南部プランテーション型植民地の輸入額が占める比率は59.1%であり、中北部植民地の輸入額が占める比率は40.9%にすぎなかった。これに反して1766～74年の年平均においては、この比率は逆転し、大陸諸植民地全体のイギリスからの輸入額 232万3239 ポンドのうち、中北部植民地の輸入額が59.5%を占め、南部プランテーション型の植民地の輸入額が40.5%を占めるにすぎない。このことは、中北部植民地の市場の急速な発展と南部プランテーション型植民地市場の拡大の停滞を明瞭に示すものである”。そしてこの変化は“中北部植民地の右のようなイギリスからの輸入額の増大とならんで、この植民地グループのイギリス貿易の輸入超過額も急速に増大”することを招き、その結果“見返物質の問題をますます重大化させざるをえない”ことになる。

また植民地商人たちが革命中パトリアットとロイアリストの陣営に分裂した点について、アメリカ貿易資本が“イギリス初期産業資本の生産物の植民地への輸出とその価値実現を媒介することによって、産業資本の再生産運動と関係をもった面”と、“イギリスの初期産業資本の再生産運動とは関係はなく、純粹に前期的、仲継的性格をもった”面とを規準として、そのいずれとより深い関係にあったかという点から考えるべきことが指摘される。

そして、時代が下るに従って、通商の経路が従来のように“イギリスの委託手数料商人の媒介をつうじてではなく、……イギリスの内陸の製造工業中心地との直接的な接触が発生”したこと、また委託手数料商人も従来の general merchant から専門的委託手数料商人に変化し、(この背景にはイギリス産業革命の進展に伴うイギリス商人の近代化という歴史的変化がある。)その結果追

加的支払手段の問題が一層急進化したことが指摘される。

しかし以上のような変化のなかで、貿易量の増大とともに信用関係はますます重要になり、アメリカ植民地における貨幣の慢性的な不足のなかで、雑貨商段階までが網の目のなかに組み入れられ、連鎖的な信用関係が形成され、イギリス商人にたいするアメリカ商人の債務の累積という現象が生じた。

ついで西インド貿易は中北部植民地の非イギリス地域における最重要な貿易部門であったが、“西インドは、一方ではこの植民地の自営小農民やその他の小生産者たちの剰余生産物の輸出市場であり、他方ではこれらの剰余生産物と交換に、為替手形、外国鑄貨および熱帯性、亜熱帯性生産物を提供”した。“さらに西インドから提供されるラム酒はそのまま、糖蜜はラム酒に蒸溜されて、中北部植民地の木材、魚類、毛皮と交換され、毛皮はイギリスにたいする見返物質として役立ち、木材および魚類は南ヨーロッパ・ぶどう酒島に送られて為替手形、外国鑄貨と交換されてイギリスにたいする追加的支払手段として役立った”。この貿易もイギリス貿易と同じく17世紀40年代には系統的な発展の軌道にのり、それが刺戟してこの島の甘蔗の栽培と砂糖生産が急速に発展し、それに専業化した結果、西インド“ニグロ人奴隷用の ground provisionを除けば、食料品の自給ができなかったばかりでなく、生産手段としての木材、木材製品の必要が大きかった”ために、西インドと中北部植民地との貿易はその後たえず発展していった。

その結果、“中北部植民地は西インド植民地に食料品および生産手段を供給することによって、西インド植民地をして、甘蔗の単一栽培と砂糖生産に専業化することを可能ならしめ、……イギリスの商業資本は自己の再輸出貿易に必要な世界商品＝砂糖を継続的にプランターから供給させることができ、……中北部植民地からの供給は奴隷制プランテーションの再生産を可能ならしめることによって、イギリスの奴隷商人が西インドに供給する奴隷の市場を維持することができ、……中北部植民地は自己の植民地生産物を西インドへ供給することによって、この植民地小生産者たちの剰余生産物の商品化を可能にさせ、同

時に、イギリスからの輸入工業生産物にたいする追加的見返物質および追加的支払手段を獲得することができる”という三者間の関係ができ上り、このような仕組の中で、イギリス重商主義はこれら二つの植民地グループを収奪することができ、“イギリス本国と中北部植民地の諸矛盾をそのなかにふくみながらも、イギリス重商主義によるアメリカ植民地の全体的な収奪が可能”となった。そして中北部植民地の西インド貿易の貿易差額は、中北部植民地にとって輸入超過であったが、この輸入超過はイギリス貿易における場合の輸入超過とはちがって、“中北部植民地が何ら「決済」することを要しないところの、輸出額を超えた輸入額部分”であり、“より小さい価格の生産物を販売し、それと交換により大きい価格の生産物を購入することから生じる超過分であり、それはこの当時支配的な前期の商業資本の対外貿易に固有な不等価交換から生じる譲渡利潤の一形態”であり、さらにこの西インド貿易から生じる利潤は“この貿易において取得された為替手形および外国鑄貨の流入という……中北部植民地が必要とする追加的支払手段という形態”をもとり、さらにその貿易の海運において発生した輸送料、保険料および中北部植民地で建造された船舶の西インドにおける販売から生じる利潤もこれに加わった。

そしてこの貿易から生じた利潤は、“中北部植民地自身の経済的發展に規定されて、ある場合には、中北部植民地の商業の拡大、トラフィーク的工業の拡大、あるいは商人による土地投機等の資金として利用され、他の場合には、商業資本的性格が強い製造工業の設立に利用され、さらに他の場合には、アメリカの資本主義の本来的發展のために利用された”。

ついで、南ヨーロッパ・ぶどう酒島貿易の場合は、“西インド諸島の場合は対照的に中北部植民地にとって大きい額の輸出超過を示した。その理由は、南ヨーロッパ諸国・ぶどう酒島においては、これらの地域で生産されるぶどう酒を除いては、西インドにおける砂糖、ラム酒、糖蜜、ログウッドのような追加的見返物質として利用しうる生産物を入手することができなかったからであった”。その結果、中北部植民地はこの貿易からは大きな利潤は挙げることは

できなかったが、“この輸出超過を決済するために、追加的支払手段をこれらの市場で獲得したばかりでなく、この市場での植民地生産物の販売から生じる利潤を、現物形態＝追加的見返物質という形態ではなく、主として追加的支払手段という形態——為替手形および金貨、銀貨——で獲得した”のであった。この意味でこれも中北部植民地の欠くことのできない貿易部門であった。

第3節：イギリス商業資本と植民地商業資本との矛盾では、ニュー・ファウンドランド貿易、西インド貿易、南ヨーロッパ・ぶどう酒島貿易、北ヨーロッパ貿易における現実的対立の諸様相と数量の資料的検討が行われるが、その見地は“イギリス重商主義は、「国民的独占」という航海諸条例の形式上の外枠をそのまま残しながらも、同時にそれを、内容的には、イギリス商業資本の競争者として抬頭するにいたった植民地商業資本の競争を抑圧するための手段でもあるように変質させるとともに、18世紀においては、……種々の貿易制限法によって植民地商業資本の自由貿易を制限するにいたった。その結果、大西洋貿易の諸部門における植民地商業資本のイギリス商業資本にたいする競争は、法律によってその利害が保護されているイギリス商業資本と、法律によってその利害が抑圧されている植民地商業資本という、法制上の地位において異なった立場におかれた二つの商業資本間の競争であり、対等の立場でおこなわれる商業資本間の競争ではなかった。”というのであり、“国家権力によって自由を制限された植民地商業資本は必然的に、前者にたいしては保護を、後者にたいしては制限を規定したかかる諸法律を無視することによって、現実的な対等性を実現しようと行動する。つまり競争の経済法則が人為的な施策をつき破ってみずから貫徹する。非合法貿易＝密貿易がかくして必然的に発生する”ことになる。このような論拠から、“イギリス貿易においては、一般的には、イギリス商業資本と植民地商業資本との対立関係は後退し、植民地商業資本のイギリス商業資本にたいする依存関係が前面におしだされ”，旧植民地体制弁護論＝密輸入過小評価論の根拠となるが、とくに西インド貿易、南ヨーロッパ・ぶどう酒島貿易、北ヨーロッパ貿易においては、列挙生産物規定および市場条

令の違反が系統的におこなわれ、密輸入がかなりの量に達した。

第3章の第1節：旧植民地体制の諸矛盾と植民地経営の基調では、イギリス重商主義の植民地体制にふくまれた諸矛盾が扱われるが、イギリス本国の植民地収奪者の主要な諸階層は、“(a) アメリカ植民地貿易に従事するイギリスの商業資本、(b) マニュファクチュアを経営するイギリスの初期産業資本、(c) イギリス領西インドに奴隷制プランテーションを所有し、イギリス本国に在住する不在プランターの諸階層”に別けられるが、その諸階層間の主要な矛盾は二つであった。[a] アメリカ植民地貿易に従事する商業資本と初期産業資本の矛盾に関しては、前期的性格の商業資本の前期的商業利潤の抽出の植民地経営における主要な方法は、“植民地市場において、かれらがそこへ輸出し、販売する生産物を、イギリスの国内市場におけるその市場価格の2倍ないし3倍半という人為的に吊り上げた価格で販売すること”であり、これは“植民地の購買力を奪いさり、イギリスからの輸入品にたいする見返物質および支払手段をいっそう枯渇させることによって、イギリス工業生産物の中北部植民地の市場を縮小させ、かくして、この市場で販売される工業生産物を生産しているイギリス初期産業資本の利益と対立する”。そして、このことは“価格の高いイギリスからの輸入品を購買するよりも、それと同じ種類の生産物を植民地内部でみずから生産することを選ばしめ、その結果植民地の競合産業を成長させる”という矛盾を生む。[b] イギリスの商業資本と西インド不在プランターとの矛盾については、基本的には両者は奴隷収奪という面では共通した利害関係をもちつつも、たとえば、不在プランターによる大土地所有にもとづく砂糖の生産制限とその高価格政策にたいする商業資本の攻撃など、植民地経営の個々の側面では激しく対立し合った。

その他イギリスの植民地収奪者内部において、植民地被収奪者の内部において、またそれらの相互間において種々の矛盾が見られ、とくにアメリカ中北部植民地はそれら諸矛盾の結節点になるのであるが、イギリス重商主義としては

“もともと 供給地 としての側面においての植民地収奪の範囲が制限されていたこの植民地グループを、市場としての側面において収奪することをもやがてあやうくする”事態を恐れて“プランテーション型の経済構造を……大陸中北部にまで拡大、整備する”という方向に進まざるをえなかった。その具体的な政策は、第2節でのべられる1690年代から1720年代にかけておこなわれる船舶必需品計画となって現われた。それはイギリス本国においても各植民地貿易商人の利害、それを反映した海軍当局と商務当局の政策の相違となって現われ、それらを根拠とする多くの学説が紹介されるが、宇治田氏は当時のイギリス重商主義が、アメリカ植民地にたいして、第1に、“中北部植民地の経済構造の独自性……から生じるイギリス本国と植民地のあいだの対立的諸要素を排除”しうるような政策、第2に、“プランテーション型植民地の経済構造と同一の経済構造をつくりだしうる”ような政策、第3に、“本国の植民地収奪のあいだの矛盾・対立を排除するような政策”を必要としていたところにその基盤をもとめ、この政策が具体的に目指したものとして、この政策が実行された場合、“第1に、この植民地の剰余生産物を海外市場で追加的見返物質および追加的支払手段に転形するための、この植民地における商業資本の存在とその機能は、この植民地の再生産にとって以前ほどの重要性をもたなくなり、……イギリス商業資本と植民地商業資本との対立は緩和される。同時に、この植民地の小生産者たちは、いまや船舶必需品の生産に転向するであろうから、小麦、小麦粉、酪農製品などの剰余農産物の生産は減少し、……それほど重要性をもたなくなる”。第2に、“この植民地グループが……見返物質を船舶必需品という形でもつことができるならば……この植民地の経済的自立化とそのための競合産業の発展はこの植民地グループの再生産にとってそれほど緊急な条件ではなくなる”と同時に“イギリスの工業生産物のこの植民地グループにおける輸出市場を拡大するのに役立つ”ことが予想されたとし、この結果“イギリスの植民地収奪者は、中北部植民地をその市場としての側面においても、その供給地としての側面においても、両面的に収奪することが可能になり、……プ

ランテーション型の植民地構造と同じ植民地構造をもつ植民地に内部的に改良される”ことがその目標であったとされる。

第3節では以上のような意図をもったイギリス重商主義政策の現実が扱われ、それは結果的には1719年の「船舶必需品法案」の廃案化という形で失敗に終るのであるが、その原因はこの法案が下院に提案され、各方面からの請願をうけて再度修正され、下院を通過したのち上院でさらに修正され、ふたたび下院に回付されながら消滅する間、各方面の利害がこの法案をめぐる衝突するのであり、それは、A. イギリス本国における植民地収奪者の各階層ないし各グループのあいだの矛盾としては、(1) イギリスの製鉄業者がまだのちのような生産能力をもっていないことから、製鉄業者と鉄加工業者の利害が反するという複雑な内容をもつイギリスの製鉄業者とアメリカ貿易資本との矛盾対立、(2) アメリカ植民地からの木材輸入を喜ばない西インド不在プランターとイギリスの商業資本と初期産業資本とのあいだの矛盾、B. イギリス本国の植民地収奪者の各階層内部における諸矛盾としては、(1) 鉄工業におけるイギリス初期産業資本の内部における矛盾、(2) イーストランド産の船舶必需品の輸入をめぐるイギリスの商業資本の内部における矛盾、C. イギリス本国の植民地収奪者層と植民地の被収奪者層とのあいだの諸矛盾としては、(1) ニュー・イングランド貿易をめぐるイギリスのアメリカ貿易資本と植民地の商業資本とのあいだの矛盾、(2) これも植民地鉄工業問題をめぐるイギリスの初期産業資本およびアメリカの貿易資本と植民地の競合産業とのあいだの矛盾、(3) イギリス政府の樹木伐採禁止政策をめぐるイギリスの植民地収奪者と植民地の小土地所有農民、木材伐採者およびその他の住民とのあいだの矛盾というようにきわめて複雑な形をとった。要するに“イギリス重商主義がこの船舶必需品計画によって解決することを期待していた諸矛盾そのもの”がこの計画を失敗せしめたのであった。

第4章：旧植民地体制の諸矛盾の深化では、船舶必需品計画問題につづく中

北部植民地をめぐる諸矛盾から生れる主要な問題として、西インド不在プランター問題と、イギリスと植民地の競合産業問題が扱われるが、前者の問題は、フランス領西インドが中北部植民地の西インド貿易の恒常的な市場として登場したことから生じた問題であった。この背景には、片や中北部植民地においては商業資本による仲継貿易機構の下に農村における社会的分業と小商品生産が急速に発展し、自営農民の経営規模の拡大と生産力の増大が見られ、それにとりなり農村人口の増大はかれらが必要とする生産手段および生活資料の分量と範囲を拡大させ、その大部分はイギリス本国からの輸入にまたなければならなかったもので、18世紀に入ってその輸入量は急速に増大した。そして中北部植民地はこの増大した輸入品を支払うためにより多量の追加的支払手段を獲得する必要、より拡大した海外市場の必要に迫られた。

一方、イギリス領西インドは、18世紀初頭には大プランテーション化の結果土地の豊饒度が急速に衰え、またプランターの不在がその経営を悪化させ、このような状態は中北部植民地生産物を受け入れる余地をなくした。ここに小土地所有制にもとづくフランス領西インドの砂糖プランテーションが競争的に登場し、レイツーン式栽培法が可能であったフランス領では、はるかに安価で砂糖が生産できるようになり、砂糖の副産物である糖蜜も同様であった。ここにイギリスの西インド貿易商人およびアイルランド商人は、フランス領産砂糖をイギリス領西インド経由でイギリス本国へ輸入する方法を採用した。これを防ごうとする諸法律は脱法のため効果はなく、かえってイギリス領プランター、イギリス商業資本、コルベール治下のフランス政府、それに漸くこの市場に進出しつつあった中北部商業資本とのあいだに複雑な対立関係を生み、結果的にはイギリス商人および中北部植民地商人のフランス領西インドとの直接貿易が確立されることになった。ここに、イギリス政治界に発言力をもっていたイギリス領西インド不在プランターたちは、フランス領の砂糖、糖蜜の貿易を禁止する「砂糖法案」をイギリス議会へ呈出するが、これにたいして中北部植民地商業資本が“この植民地グループの剰余生産物の商品化のための外国領西イン

ドにおける追加的市場の開拓は、中北部植民地の死活にかかわる重要な問題であり、中北部剰余生産物の販路をイギリス領砂糖植民地だけの狭い市場にとじこめておくことは中北部植民地を死滅させるものである”とはげしく反対し、“中北部植民地へのイギリス工業生産物の増大のゆえに、中北部植民地こそがイギリス本国の保護と奨励をうける権利がある”と主張した。さらに、この両者の対立は、ようやくかなりの量に達していたマサチューセッツ植民地のラム酒蒸溜業の原料であった糖蜜問題をめぐって決定的であったが、1731年から1733年にわたる対立を経て、この法案は33年5月によりやく上院を通過した。しかし、この西インド不在プランターの法律的勝利は部分的かつ形式的であり、脱法がまかり通り、しかもイギリス政府はこの脱法をとりしめることによって、“中北部植民地がその再生産のために必要な追加的市場を奪われ……その他の貿易部門におけるイギリス商業資本との競争をいっそう激化させ……イギリスの初期産業資本およびアメリカ貿易資本と植民地の競合産業との矛盾を激化させる”という冒険をおかすことができず、“かくて、イギリス重商主義は、船舶必需品計画の失敗後の時期には、内容のともなった、有効な植民地経営のための政策を立案する能力さえも失いつつあった”のであった。

ついで、イギリス産業資本と植民地の競合産業との矛盾の問題は、第2節で281頁から357頁にわたって衣料工業（毛織物、麻織物、帽子製造業）および鉄工業（ニュー・イングランド植民地、ニュー・ジャージー植民地、ペンシルヴァニア植民地、ニュー・ヨーク植民地および南部型）の詳細な説明があるが、これらは省略してブランデンバウの計算だけを紹介する。ブランデンバウによれば、“植民地末期の中北部植民地において販売のために生産された手工業生産物の1ヵ年の生産額は100万ポンドに達し、……もしもこの生産額にこの植民地グループの小農民の家内工業生産物の市場評価額を加算するならば、1775年にはこの植民地の手工業者および農民は、この植民地グループがイギリス本国から輸入した工業生産物の総額よりもより多くの価格をもつ手工業生産物を生産しつつあった”のであり、“中北部植民地におけるイギリス工業生産物の

輸出市場は、この植民地における右のような手工業生産の発展の結果、このような手工業の発展がなかったならば拡大したであろう市場の大きさの約2分の1に縮小した。”のであった。

第3節：諸矛盾の帰結としてのアメリカ革命の項は、以上のようなイギリス重商主義体制の諸矛盾の結節点としてのアメリカ植民地の反乱にいたる過程が跡づけられるが、それは基本的には“フランス・インディアン戦争＝7年戦争が終結した1763年以後の時期において、イギリス重商主義が、その生命の最後の段階において、植民地収奪をいっそう強化する目的で採用したより強固な諸政策は、そのあるものはイギリスの産業資本の利益を代表するものであり、さらに別のものは西インドの不在プランターの利益を代表するものであったが、これらの諸政策をつうじて実行された植民地経営は、イギリス植民地収奪者の各階層と植民地の収奪者の諸階層とのあいだの矛盾対立をかつてなく激化させ、……イギリス重商主義の植民地体制にふくまれた諸矛盾を極限にまで拡大再生産した”のであった。

前述のように1699～1701年の平均でイギリスの輸出総額のなかでアメリカ植民地にたいしての輸出は13.2%、イギリスの輸入総額のなかでアメリカ植民地の輸入は19.0%であった。ところが70年後の1772～74年平均で、イギリスの輸出貿易は2.4倍増大し、輸入貿易は2.2倍増えたが、その間ヨーロッパ北西諸国への輸出は約1.5倍の増加、輸入は減少、ヨーロッパ北部諸国への輸出は1.6倍の増加、輸入は若干の増加、ヨーロッパ南部諸国への輸出は1.6倍の増加、輸入は1.2倍の増加であった。ところが、アメリカ植民地への輸出は6.0倍の増加、輸入は4.3倍の増加でヨーロッパ諸国との輸出入の増加を大きく上廻った。すなわち、“18世紀の約70年間におけるイギリスの対外貿易の発展を主導してきたものは、輸出の面においても、輸入の面においてもアメリカ植民地貿易”であった。その結果、1772～74年平均で、イギリスの輸出総額のうちの32.8%がアメリカ植民地へ輸出され、イギリスの輸入総額のうち37.4%がアメリカ植民地から輸入された。かくて各地域のなかで、アメリカ植民地は17世紀末ない

し18世紀初頭にはイギリスの市場および供給地としていずれも第3位であったが、その後の70年のあいだに、いずれの場合も第1位となった。

そのアメリカ植民地貿易の内わけを見ると、西インド植民地の砂糖・糖蜜の輸出額は絶対額においては増加したが、相対的には衰え、前述のフランス領西インドとの競争、奴隷の急速な消耗とその補充の必要は1763年以降不在プランターの利潤を低下させ、またその砂糖がイギリス国内で消費されるようになったため、イギリスの全般的貿易差額におけるその地位は低下した。南部植民地の場合も、煙草の輸出量は増大したが、輸出額は増大せず、煙草プランテーションは衰退し始め、穀物生産への転換は西インドの砂糖の場合と同じく再輸出商品の供給地としての南部植民地の意義を縮小させた。かくて、前述のようにアメリカ植民地の意義を増大させた主体はこのころ中北部植民地であり、1698～99年におけるイギリスからの輸入額では、西インドが3.1倍、南部植民地が3.7倍増えたのにたいし、中北部植民地では6.4倍に増えた。その結果、各植民地が占める比率は西インドが45%から35%へ減少し、南部植民地が29%から24%へ減少し、中北部植民地が25%から40%へ増えた。一般にイギリス重商主義の論調は初期においては植民地の供給としての側面を強調していたが、時代が下るに従って市場としての側面を重要視するようになったが、この意味でも中北部植民地の意義は増大した。そしてこのような中北部植民地の意義の増大は前述のような諸矛盾を激化させ、イギリス産業資本対植民地の諸産業の対立、中北部植民地の見返物質問題、追加的支払手段問題の激化、それから生じる密貿易をふくむ商業資本間の競争の激化を生んだ。

そして、以上の諸矛盾の激化のなかで、イギリス側も勢力を増しつつある産業資本および近代的商業資本の勢力と前期的な性格の仲継貿易資本勢力との対立を生むが、1763年のパリ平和条約では前者の勝利が決定的となった。そして、その後のイギリスの政策は、以上の大きく見て二重の矛盾のゆえにいっそう否定的な政策につき進まざるをえず、1763年以降わずか10年足らずのあいだに、1763年の国王宣言、64年の砂糖条例と通貨条例、65年の印紙条例、67年の

タウンゼンド条例，73年の茶条例，74年の繊維生産要具の植民地への輸出を禁止する法律，ケベック条例が次々と出された。それらは内容的には“(1) 植民地商業資本の対外貿易を制限し抑圧することを目的とするもの，(2) 植民地の通貨・信用体制を抑圧することを目的とするもの，(3) 植民地住民にたいする課税，植民地輸入税，税関手数料などによる植民地の直接収奪を目的とするもの，(4) 植民地の競合産業の抑圧を目的とするもの，(5) 植民地住民による土地獲得を禁止することを目的とするもの”に別れる。

その結果，それらの法律はイギリス仲継貿易商人との植民地市場における競争において植民地商人を不利な立場におき，また列挙生産物規定の拡充と強化によって植民地貿易の統制を強化し，植民地から貴金属，貨幣を収奪してイギリスへ送金することによって植民地内部の商品流通を阻害し，農民経営の拡大，農村手工業の成長を阻止し，農民に農場を失わせ，アルゲニー高地以西の土地交付を制限することによって土地投機業者，小農民ともに打撃をあたえた。

かくて，“イギリス重商主義のこれらの植民地経営のための諸政策は，本国における植民地収奪者の各階層の内部的矛盾のために首尾一貫性をもたず，それらはたがいに矛盾しあい，悪循環におちいり，それはまたそれで，本国の植民地収奪者と植民地の被収奪者との矛盾を激化させた。……そのことは，フランス・インディアン戦争の時期において決定的となった。国債制度と近代的租税制度は，植民地体制および保護主義とともに，資本の本源的蓄積の重要な諸契機であり，この戦争によるイギリスの国債の急増と植民地防衛費の増大は，植民地課税による植民地の直接収奪を強化したために，植民地における貨幣資本の蓄積をいっそう困難にし，商品流通をいっそう妨害し，それと同時に植民地の反抗を激化させた。……要するに，イギリス重商主義の母国の資本の本源的蓄積のための植民地経営は，そのために収奪されてきたアメリカ植民地における資本の本源的蓄積に障害を加えた。”のであり，一方“植民地においては，イギリス重商主義による植民地の経済的発展にたいする抑圧にもかかわらず，

底流においては資本の本源的蓄積は徐々に進行し、18世紀の半ば以後においては、植民地における生産力の発展にもなって、植民地経済の資本主義的生産への発展の方向は明確に定められていた。……そしてかれらにあっては……イギリス重商主義の植民地体制からみずからを解放し、民族的独立をかちとり、自主的国家を樹立し、自立的経済を確立することが不可避的となった”のであった。

以上、時期別、地域別、そして歴史的段階による性格規定が、イギリス重商主義側においても、植民地側においても緻密に構成されているので、概略を要約するのに若干のスペースを必要としたが、全体として評者はひじょうに教えられるところが多かった。意味をとり違えている箇所もあるかと思われるし、はじめにも書いたようにこの時期は評者が専門としているところではないので、大きな観点から、とくに19世紀の南北戦争前の時期の解釈という点から本書の意義を考えてみたい。

まず第1にアメリカの前期的商業資本についてであるが、かねがね評者は封建制度が部分的存在で、かつ移植されたものであったアメリカで、なぜ前期的商業資本があのように活躍し、かつ南北戦争前にいたるまであのような勢力を持続しえたのであろうかという疑問をいだいていた。その点、宇治田氏がイギリスの場合“産業資本はまだ未成熟であったために、自己の独自の力をもって自己の生産物を海外市場に輸出し、その価値を実現するほどの独自の地位を確立しておらず、そのはたらきが“前期的商業資本によって媒介され、代行される”とされ、アメリカ植民地の場合もイギリス重商主義の支配下という条件の下でかなりゆがんだ形であるとはいえ、同様の論旨で考えられていると思われるが、この点が基本的に重要である。すなわち、産業資本が未成熟な場合、(そしてアメリカのように抑圧された条件の下ではこの傾向が持続せざるをえないが)前期的商業資本は必然的に活躍の場所をもつのであり、とくに独立前のアメリカの場合のように(そして、その後も1820~30年代までその傾向は

続くと思われるが、)見返物質の必要性、追加的生産物および支払手段の必要性などが、初期産業資本育成の条件である場合、前期的商業資本の活躍が、イギリス重商主義にたいして依存と対立をくり返しながら、ついにはそれと対決してアメリカ産業資本を育成した面があったということである。このことは前期的商業資本が産業資本の自生的発育を阻害し、妨げるという面とは別に明確に認識されるべきである。むろんこの場合われわれは自生的な産業資本の成長を前提として、前期的商業資本を附随的側面として捕えようとしているのであり、前期的および近代の商業資本の性格の差を無視したり、商業資本がそのまま資本主義を生むといった議論をしているのではない。アメリカのようにイギリスという先進資本主義との競争のなかでしか自らの資本主義を育てることができなかった国の場合、前期的商業資本のこの過渡的な役割についての認識は重要なのではないか。独立後のアメリカ経済が、またしても前期的商業資本勢力に頼らなければならなかったハミルトン体制については、われわれは田島恵児氏らの研究に負うているのであるが、鈴木圭介氏、中西弘氏や評者らが手がけている鉄道業の初期にいたるまで前期的商業資本がそれなりの役割を果すのを見るとき、19世紀に入って後期重商主義の形をとるイギリスの抑圧がアメリカ経済にたいしてもった意味の大きさとともに、19世紀に入っても前期的商業資本のもつ過渡的性格がとくに通商などの現実の場でそれなりの決定的な役割を果すこと、本源的蓄積という形で先進国に対抗しながら資本主義体制が形成されるなかではとくに国内経済形成の一翼をになう面があることがその限界性とあわせてあらためて認識されなければならないように思われる。むろん宇治田氏が扱われているような初期産業資本段階とのちの産業革命が全国的に進展してくる時期ではそのはたらきの差が大きく、産業資本の成長を阻止する側面、あたらしい情勢に立ち後れる面がでてくるのは当然であろうが、そのような段階差をふまえての独立革命期から南北戦争にいたる時期の一層の整理が必要であろう。

第2の点は南部の位置づけについてである。独立後州権の形で合衆国の大き

な構成要素になったにも拘らず、黒人奴隷制を生み育て、若干の工業や鉄道業を生みながら、遂には南北戦争によって破砕されざるをえなくなるような経済構造を生んだ南部の原点が、イギリス重商主義下の植民地体制のなかの南部の位置づけからかなり基本的に説明できると思われる。南部植民地内部の説明は少ない（これは第Ⅰ部に詳しい）が、それと同類とされるイギリス領西インドの不在プランター層が、終始イギリス重商主義のなかの反動的な層であったこと、それが産業資本の成長と歴史的にまったく異なる次元の存在であったことから、イギリス重商主義体制の矛盾の激化とともに没落していかざるをえなかった過程は、南北戦争にいたる過程で、南部プランター層がイギリス後期重商主義およびアメリカ産業革命の進展のなかで歩んだ道とかなり似ていると思われる。もちろん、このような類推はかなり危険であり、独立革命以後の南部はその時期の条件の下で考えるべきであり、前資本主義的遺制の問題として、あたらしい諸条件にたいする適応の問題として捕えるべきであろうが、プランテーション型の植民地的経済構造という点、その寄生的性格の面では共通しており、また本書で見られるような自立的経済体制をもたない歴史的背景はその大きな条件であり、表面的なはなばなしさや同時代であることから生じる部分的な工業化の根底にこのような歴史的な流れを把握することが基本的に重要であると考えられる。

そして第1の商業資本の問題とも共通する点であるが、このような存在がその時点々々の階級関係の一翼をにない、まだ資本対労働の関係が成立していない時期の支配者ないしはその同盟者の役割を果していることが基本的に重要である。

第3に、18世紀から19世紀にいたる大西洋経済圏の経済史的諸傾向のなかでもっとも重要と思われる一つの傾向をとり上げたい。これも結局は資本主義的発展の勝利という単純な図式に要約できるのであるが、本書で見られる西インドや南部の場合のように、原料供給、労働力収奪型の経済は短期的に暴力的な利潤をあげることができて、結局は労働力の再生産の中断や資源の枯渇な

どによって、より持続的な労働力収奪の方法をとる資本主義的な発展におくれ
てしまい、原始的な状態のまま残り残されていく傾向である。これは南北戦争
前の南部でも見られ、北部の都市のスラム化現象とは異質の前近代的な貧困状
態が持続し、大きく見れば現在の南北問題を生む歴史的傾向の一端であったと
言えよう。

これにたいし、北部側は西部処女地の開拓という独特の条件の下で、後発的
ながら資本主義化していくのであり、これにたいする説明原理として評者はア
メリカ民主政治体制をも含めてアメリカ・ナショナリズムを考えているが、こ
れの根拠の一つは宇治田氏が本書で中北部植民地の地位の上昇として扱われた
独立革命前のイギリス重商主義支配下のアメリカ民族の資本主義化を中心とす
る経験であろう。中北部植民地住民がイギリス人と同人種、同語族であったこ
とも、かかる経済的地位上昇の方法を体得したことによってはじめて意味をも
ったのであり、独立革命の形をとりながらもそれはある意味では同質の方向を
目指す地位獲得闘争であり、19世紀末にイギリスと対等の経済力をもつにいた
るまでの経済的發展は非植民地化の方向という点で一直線であり、この意味で
独立革命と南北戦争という二つの市民革命は植民地的状態からの離脱をも目標
とするという共通点をもっていた。そしてこのような発展のなかで第1でのべた
商業資本もそれなりの役割を果し、南部のようなおくれた部分もそれなりの
役割を果すという面をもちながら、これらの非資本主義的部分は国内および国
際経済場裡の矛盾・対立のなかで遂次力を失い、産業資本の時代へ巻きこまれ
ていく。そして、帝国主義時代へ入って立ち後れた地域がアメリカの支配下に入
っていくことも供給地としてのアメリカの地位の強化という点から考えると、
本書で扱われた中北部植民地の地位の変化は、その後の大西洋経済圏におけ
るアメリカ経済の發展の方向を規定した意味をもっていたといえる。

以上、すでに断ったように個々の問題について論じる能力がないこともあ
って、別の時期を専攻している者の見方や評者が今後の研究に役立てようとい
う種類の書評の意味で存在価値があらうかと思ってまとめてみた。